

三戸町新生児子育て応援特別給付金

問 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151

町では、国の「特別定額給付金」の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた子どもを対象に、1人あたり10万円を給付します。

対象

令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生し、かつ、出生日から継続して三戸町に住民登録がある子ども

申請者

上記の子どもの父または母など。ただし、ご自身も子どもの出生日から継続して三戸町に住民登録がある人に限ります。

支給金額

対象となる子ども1人あたり10万円

子育て世帯を
応援します！



申請方法

窓口または郵送による申請

令和2年4月28日～令和2年8月16日生まれ ➡ 個別通知にてご案内
令和2年8月17日～令和3年3月31日生まれ ➡ 出生届時に窓口申請

【後期高齢者医療】被保険者の皆さんへ

◆保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付されることがあります。

- ①納付書で納めている人には、納め忘れがなく、納めに出向く手間も省ける口座振替をお勧めします。口座振替への変更は、三戸町役場健康推進課または金融機関で随時受付しています。
- ②災害により住宅などに著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主などの収入が著しく減少した場合は、保険料の減免などが認められることがありますので、ご相談ください。

◆かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言してくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

また、「かかりつけ薬局」があると、薬歴（薬の服用記録）管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

複数の「お薬手帳」は、1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153 / 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821